

特別対策に関するQ & Aについて

※今後、逐次、加除修正を行う予定

平成20年6月26日

厚生労働省保険局

【保険料】

問1 20年度の8.5割軽減対象者で普通徴収をする者について、納期はいつまでとすればいいのか。条例どおりに期割して問題ないか。

(答)

問題ない。

問2 所得割の軽減については、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の者について、50%（程度）を軽減することとされていますが、この「58万円」の考え方如何。

(答)

市町村民税均等割非課税限度額が年金収入のみの場合211万円（生活保護1級地の公的年金受給者（65歳以上夫婦世帯）の場合）であり、その場合の基礎控除後の総所得金額等が58万円となるもの。

問3 平成21年度の保険料の軽減対策について「7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減する」とされているが、9割軽減の対象者は、自己負担限度額の「低所得Ⅰ」の被保険者と同じ要件か。

(答)

その属する世帯の世帯主及びすべて世帯員により判定する自己負担限度額の「低所得Ⅰ」と異なり、平成21年度の9割軽減の対象者は世帯内の被保険者全員のみ判定する。

問4 保険料額変更決定通知書の変更理由について、同封するチラシのみで補足することとした理由は何か。

(答)

賦課変更通知書の変更理由を特別対策に対応させるためには、市町村システムの改修が必要となる。変更賦課までのスケジュール等を考慮したうえで、市町村システムの改修は避けるべきとの判断から、変更理由を補足する文書を同封することとしたもの。

問5 平成20年6月19日付け事務連絡で平成20年度における保険料軽減措置の広報案も送付されましたが、これについての具体的な指示はあるのか。あくまでも案の速報ということで、今後、事務連絡等で示されるのか。

(答)

各自治体での、賦課関係通知の封入封緘作業が迫っていることもあり、案を先にお示ししたものである。

問6 今特別対策に伴い被保険者均等割額や所得割額の軽減対象となる方については、賦課決定通知書が届いた後に、再度、変更賦課決定通知書が届くことが、特別対策に該当する方のみ、市町村において確定賦課通知（普通徴収）の発送を保留し、改正後のシステムで計算した後、賦課決定通知書を送付することは可能か。

(答)

市町村条例における普通徴収の納期に係る規定に抵触しなければ可能である。

問7 保険料額変更通知書は、スケジュールでは8月送付とありますが、10月徴収分であるならば9月以降で十分間に合うのではないか。8月に設定した理由は何か。

(答)

お示ししたスケジュールは一般的なモデルであり、広域連合及び市町村の判断で適宜変更して差し支えない。

問8 平成20年度における保険料軽減対策について、政令改正を行わないのはなぜか。

(答)

自治体の財政負担を発生させないことを考慮し、軽減割合の拡大については政令改正を行わないもの。

問9 平成20年6月18日付け事務連絡の1の(3)における個別減免については、平成21年度以降の対応を想定しているのか、平成20年度の対応も想定しているのか。

(答)

平成20年度においても対応を想定している。

問10 平成20年度の均等割軽減は7割軽減該当者全員を8.5割軽減とすることとなるが、平成21年度の9割軽減は対象要件が異なり、平成20年度は8.5割軽減該当となつても平成21年度に7割軽減となる者も出てくることが想定されるが、この経過措置の関係で平成21年度に保険料が増額する場合、個別減免の対象としてよいか。

(答)

現時点において、一律個別減免の対象となるとは考えていない。

問11 個別減免については、条例改正により対象を拡大することを想定しているのか。

(答)

現行の条例の規定で、保険料の軽減対策を講じてもなお保険料を支払えない事情がある者に対するきめ細かな措置をおこなうことを意図しているが、減免事由が極めて限定されている場合などは地域の実情に応じ、各広域連合の判断で条例改正を行うなど対応されたい。

問12 個別減免については、納期末到来の保険料を対象とするとの考え方で間違いないか。

(答)

お見込みのとおり。

問13 保険料を支払えない事情がある者について、その基準等は示されるのか。

(答)

現時点において、お示しする予定はない。

問14 条例に基づく個別減免については、市町村が決定できるものではなく、後期高齢者医療広域連合の判断が必要であり、広域連合と市町村の連携の上で対応することとなると考えるがどうか。また、市町村の相談体制の整備とは具体的にはどのようなものがあるのか。

(答)

お見込みのとおり。市町村の相談体制の整備とは、今年度中の広報や市町村窓口端末の増設、相談スペースの整備などである。

【特別徴収】

問15 7月16日の特別徴収開始依頼の期限及び8月11日の特別徴収中止依頼の期限について、できる限り遅くに変更することはできないか。

(答)

7月16日については延長の予定はないが、8月11日の中止依頼期限については、2週間程度延長することで年金保険者等と調整中である。

問16 7月16日までに行う特別徴収依頼について、介護保険法第135条の市町村の特別な事情に該当することとし、7割軽減に係る被保険者全員分を依頼しない事は可能か。

(答)

そのような取扱いはできない。

問17 普通徴収の対象者の拡大について、対象者への勧奨が必要なのか？

(答)

賦課決定通知への同封などにより特別対策についての周知をしていただいた上で、申し出を受けるもの。なお、個別の意思確認まで求めるものではない。

問18 普通徴収の対象者の拡大について、市町村にとっては大変事務量が増え、複雑になるので、普通徴収への切り替えを行わない、あるいは、すべての者を普通徴収にするということは可能か？

(答)

そのような取扱いはできない。

問19 事実上の扶養関係があれば、連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）でなくともその口座振替により納付することは可能か。

(答)

住基上の世帯主又は戸籍上の配偶者に限られる。

問20 被用者保険の被扶養者だった長寿医療の被保険者が住基上の世帯主（続柄）であり、被用者保険の本人が子（続柄）だった場合には、普通徴収に切り替えることはできないのか。

(答)

お見込みのとおり。

問21 夫婦世帯で、二人とも年金収入が180万円以上あり、夫が国保の世帯主だった場合には、夫のみ普通徴収に切り替えられるが、妻については特別徴収のままということか？

(答)

お見込みのとおり。

問22 普通徴収の対象者の拡大について、国保の保険料を確実に納付との条件があるが、これは国保組合も含むとの理解でよいか。

(答)

保険料を給料から源泉徴収されていない国保組合の組合員については含めることとする。

問23 年金収入が180万円未満とあるが、その根拠は何か。また、年金収入のほかの収入などは考慮しなくてよいのか。

(答)

連帯納付義務者の口座振替により保険料の納付をする被保険者は、年金収入が保険料の負担能力がないとされる程度（180万円未満）の者である。

また、年金収入のみで判断するものである。

問24 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）でその口座振替により納付する場合とは、被用者保険の被扶養者等が該当すると思うが、国民健康保険の加入者で世帯主又は配偶者が納付している場合でこの要件を満たす場合は該当すると解してよいか。

(答)

これまで、国保の世帯員であった者も要件を満たせば該当する。

問25 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）の年金収入180万円は、いつ時点の収入額で判断を行うのか？また、年金収入180万円には、非課税対象年金給付の額も含むのか？

(答)

市区町村への申し出をした年度における保険料の算定基礎となる収入額から判断する。なお、4、5月に申し出があり、確認が困難な場合は、前年度保険料の算定基礎となった年金収入を基に、支給額の増減の状況を勘案して判断することとする。

また、年金収入は、非課税年金も含む特別徴収対象年金給付額により判断する。

問26 年金収入が180万円未満の者とは、連帯債務者を指すのか。

(答)

被保険者本人である。

問27 21年度においての9割軽減の対象者の判定時においては、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）の世帯とされていることから、15万円の高齢者特別控除は行わないということでよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問28 被用者保険の本人について、年金収入が180万円未満であれば、特別徴収から普通徴収（口座振替）に変更ができるのか。

(答)

被用者保険の本人であった者でも、要件を満たすことにより、連帯納付義務者の口座振替による普通徴収への変更は可能である。

問29 所得割の軽減措置については、世帯単位ではなく、個人単位で判定するということでよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問30 普通徴収の対象者の拡大について、国保の保険料を確実に納付していた者が口座振替を希望する場合は本人の口座に限られるのか。本人以外の口座でも本人が指定する口座であれば可能か。

(答)

本人の口座に限られる。

問31 普通徴収の対象者の拡大について、連帯納付義務者がいる者が口座振替を希望する場合、連帯納付義務者以外の口座は認めないのであるか。例えば本人の口座は可能か。

(答)

連帯納付義務者の口座に限られる。

問32 国保の保険料を確実に納付していた者（本人）とは、国保の保険料を納付していた世帯主のみを指すのか。それとも、世帯員であった被保険者も、

国保の保険料を確実に納付していた者（本人）とみなし、普通徴収への変更を行うことができるのか。

（答）

国保の世帯主が対象となる。世帯員であった被保険者については、連帯納付義務者の口座振替の対象となる。

問33 特別徴収から普通徴収へ変更の際に市町村へ提出する「申出書」について、様式は定められているのか。それとも、市町村で独自に作成するのか。

（答）

市町村ごとに対応可能だが、後日、参考例をお示しする予定。

問34 普通徴収の対象者の拡大について、申し出の際に必要なものは、口座振替依頼書のみでよいか。それ以外に何か必要か。

（答）

被保険者証を持参する。なお、口座振替依頼書については、事前に金融機関に提出し、本人控えを市区町村の窓口へ提示することとする。

問35 他市町村から転入してきた場合、他市町村に国保の滞納状況を照会した上で、判断する必要があるのか。

（答）

他市町村における保険料の領収書や、通帳等から、納付状況の把握に努めていただきたい。確認できるものがない場合などで、市町村の判断で確実な収納が見込まれる場合には、申し出を認めることもやむを得ないものとする。

問36 保険料の口座振替による納付について口座振替による納付に当たっては、「通常は金融機関へ提出する口座振替依頼書について、申請時に市町村の窓口へ提出することを求める」とされているが、事前に金融機関に提出することとできないか。

（答）

事前に金融機関へ提出後、本人控えを市区町村へ提示することを前提とする。

問37 特別徴収対象者の全てが普通徴収に係る対象範囲の拡大の条件に該当するとは限らないが、特別徴収対象の全員に通知を行うのか。また、当該通知に口座振替依頼書を同封することは考えているか。

（答）

賦課決定通知への同封などにより特別対策についての周知をしていただいた

上で、申し出を受けるもの。なお、個別の意思確認まで求めるものではない。また、口座振替依頼書を同封することは不要である。

問38 平成20年6月19日付け事務連絡による「長寿医療制度の保険料の普通徴収に係る対象範囲の拡大について」の「(2) 政府・与党とりまとめ受けた判断基準の見直しについて」の「①国保の保険料（税）を直近2年間、滞納なく確実に納付していること」の2つ目の・において「(前略) 滞納していることがやむを得ないと判断する特別の事情がある場合(後略)」とあるが、「特別の事情」とは具体的にどういう事情を想定しているのか。

(答)

広域連合条例の減免規定、資格証明書の発行基準に準ずる。

問39 ①普通徴収の対象者の拡大について、直近の2年間において国保と被用者保険の間で保険者の変更のあった被保険者については、「2年間国保で確実に納付されていた方」ではないと考え、普通徴収の対象外となるのか。②または、被用者保険の被扶養者であり、「連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）でその口座振替により納付する場合」の条件もあわせてみて、普通徴収の対象となるかを判断するのか。

(答)

- ①それ以前の国保の納付状況により判断する。
- ②お見込みのとおり。

問40 介護保険では仮徴収期間内に特徴の中止依頼をしても、仮徴収についてのみ中止され、本徴収では特別徴収されるが、長寿医療では中止依頼により本徴収も中止されるのか。または、新たに取消依頼のようなものを考えているのか。

(答)

特別徴収は10月から翌年8月をサイクルとするものである。仮徴収期間内の中止依頼は8月までの徴収を中止するものであり、10月からの本徴収の開始依頼は別途行うこととなる。

問41 特別徴収対象者の軽減措置にかかる事務（10月以降の特別徴収の停止等）については、基本的に市町村職員の手作業で処理することとなるが具体的な手順等をご教示いただきたい。

(答)

減額賦課データを市町村システムに取り込んだ後、システム内で自動的に中

止依頼データが作成される。

問42 普通徴収の対象者の拡大について、被保険者への周知期間が短く、1
2月分から受け付けることとしてよいか。

(答)

特別徴収の中止依頼に係る期限を2週間ほど延長する方向で検討中であり、
延長すれば約2ヶ月間の周知・受付期間を設けられる。賦課決定通知への同封
などにより特別対策についての周知をしていただくとともに、受け入れ体制を
整備し、10月分の変更依頼分からの対応をお願いする。

【システム】

問43 平成20年6月18日付事務連絡で、広域連合において被保険者証の文字サイズを大きくするように示されているが、特にカードについては、標準システムで文字サイズを拡大することはできないか。

(答)

広域連合及び市町村より、よく意見を聞いて対応する。

問44 年金からの保険料徴収の取扱い（普通徴収にできる）について、標準システムから勧奨対象者の名簿（CSV）が出るのか。

(答)

標準システムで対応する予定はない。

問45 平成20年6月19日付事務連絡「保険料の均等割軽減対象者に係る対応案の追加について」において、均等割軽減（8.5割）措置についてのみ、共通テーブルに8.5割軽減額を設定することで、確定賦課で対応する運用方法もあるとしているが、変更賦課時に再度軽減されないか。

(答)

変更賦課で軽減されない（保険料額変更決定通知書の出力対象者にもならない）。

問46 平成20年6月19日付事務連絡「保険料の均等割軽減対象者に係る対応案の追加について」に基づき、均等割軽減（8.5割）についてのみ、確定賦課で対応した場合、特別調整交付金を算出するための統計処理に影響が出るのではないか。

(答)

標準システムの統計処理（年度末予定）で算出できるよう開発予定である。

【政令・省令・条例（広域連合・市町村）改正】

問47 政令・省令改正の範囲、および施行時期は？

(答)

- 1 政令改正は、特別徴収から普通徴収への切り替えができる者の要件を定めること及び市区町村の窓口の相談・広報等の業務の明確化を検討しており、7月中旬の施行を目指している。
- 2 省令改正は、市区町村の窓口の相談・広報等の業務の明確化を検討しており、7月中旬の施行を目指している。
- 3 なお、原案ができ次第、情報提供させていただく予定である。

問48 市町村条例および規則の改正を想定しているのか。具体的には参考例をいつ示すのか？

(答)

平成20年度においては市町村条例の改正は不要と考える。平成21年度において必要となる場合、改正事項については、おってお示しする予定。

問49 今回示された特別対策実行スケジュールのとおり、市町村議会定例会に条例の改正や、計上した補正予算が可決される事が困難であると予想されるが、どのように対応したらよいか。

(答)

平成20年度の対策について、市町村条例の改正は不要と考えている。なお、本対策は、国の政策決定に基づくことから、可能な限り対応していただきたい。

問50 今回の広域連合条例の改正は、賦課期日（4月1日）に遡って適用されるものと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

【財政関係】

問51 今回の保険料軽減に伴う財源を担保するための正式の通知（局長等）は出るのか。条例改正や保険料の補正予算についても準備する必要があるのとで財源措置については、早めにお願いしたい。

（答）

保険料軽減に伴う財政措置については、7月中旬に後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）を改正する予定ではあるが、具体的な取扱いについては、別途お知らせする予定。

問52 基礎控除後の総所得金額等58万円以下の被保険者の所得割50%軽減は各広域連合の実情において実施の可否を判断することとあるが、この軽減について国からの補てんはあるのか。また、平成21年度以降についても国からの補てんはあるのか。

（答）

平成20年度は特別調整交付金で措置することとしている。平成21年度以降の財源措置については検討中である。

問53 ①事務連絡にて、「保険料軽減対策に係る財源については、特別調整交付金により全額補助することとすること」とあるが、高確法で、調整交付金の総額は、「負担対象額の見込額の総額の十二分の一に相当する額とする。」と定められており、第95条を読む限り、調整交付金の総額は既に固められており、この中から、8.5割軽減など新たな負担軽減対策に対する充分な財源を確保することは困難と考えるが、如何か。②限られた財源の中で、その配分を変えるという対応方法では、調整交付金を見込んで、保険料率（所得割率・均等割額）を算出しており、他方の、当初見込んでいた財源に不足が生じるのではないかと、危惧している。③それとも、法律等を改正され、調整交付金の総額を増やすという対応をされるのか。

（答）

①今回の保険料軽減対策の実施により、10月からの特別徴収を止める必要がある。そのためには、7月中に広域連合条例の改正が必要となり、条例改正するためには、広域連合に対して当該対策に係る財源を明確に示す必要がある。このため、省令を改正し、まずは特別調整交付金により措置することとしたところである。

②今回の対策による保険料軽減分については、これから予算編成過程において適切に対応してまいりたい。

③なお、法律等を改正することは考えていない。

問54 特別調整交付金は、直接、各都道府県広域連合の歳入となるのか。それとも、各市区町村の歳入となり、市区町村から広域連合へ納付するのか。

(答)

高確法第95条により広域連合に対して交付することとなる。

問55 事務連絡の記載で、「保険料軽減対策に係る財源については、特別調整交付金により全額補助することとすること。」とあるが、今回の対策を実施するに当たり、広域連合又は市町村において、多かれ少なかれシステム改修費用が発生すると考えられるが、これらの費用については、昨年の円滑導入事業費補助金と同様の補助事業として実施されると考えてよいか。

(答)

平成20年度における特別対策に係る保険料軽減措置については、市町村システムの開発期間（契約から運用まで）が短期間であること、システム開発におけるリスクを少なくすることなどから、市町村システムの改修を行わない方法としたところである。

なお、標準システムの開発については国保中央会で行っているところ。

問56 「個別減免」の財源は国庫負担となるのか、それとも広域連合が結果として保険料として負担することになるのか。

(答)

「個別減免」については、個別減免が多い広域連合などの具体的な基準を設け、一定の基準に基づき特別調整交付金による補助を検討する。

問57 「見直し方針」に係る広域連合及び市町村の事務的経費（印刷代、郵送費等）について、4月からの制度の周知及び運営のため広域連合及び市町村において余剰予算が無いことから、全額国において措置されることと考えているが、その財源措置はどのようにになっているか。また、広報経費に関する補助は、既存の広報印刷物に今回の見直しを反映する場合も含まれるのか、あるいは新規にチラシ等を作成する場合のみを想定しているのか。

(答)

平成20年度における特別対策に係る広報経費（印刷代、郵送費等）については、特別調整交付金により措置することとしている。なお、広報経費としては、新聞掲載、印刷、製本、郵送代、封筒代、紙代等を考えている。対象となる広報経費には、今回の特別対策に係る広報が含まれている必要がある。

【その他】

問58 資格証明書の運用に当たっては、「相当な収入」があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとしているが、具体的にはどのように運用するのか。

(答)

- 1 資格証明書の交付は、広域連合が行うものであるため、その運用にあたり、市町村単位で判断基準が大きく乖離しないよう、広域連合において、統一的な運用基準を設けていただきたい。
- 2 その上で、市町村においては、納付相談等により被保険者と接触する機会を通じ、広域連合ごとの基準に照らして、個々の事例ごとに特別の事情の有無を判断していただくこととなる。
- 3 「相当な収入」についても、各地域における生活様式や物価差による生活水準の差などを考慮する必要があるが、例えば、被保険者均等割軽減世帯に属する者には交付しないなど、広域連合ごとに、統一的な運用基準を設けていただき、広域連合と市町村の連携のもと、適切に運用していただきたい。

問59 資格証明書の運用について、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な人以外の人に対しては従前通りの運用とするとあるが、従前通りの運用とは具体的にどのようなものか。

(答)

国保と同様に、特別の事情の有無を判断して適切に運用することとなる。

問60 都道府県の関与のあり方とは具体的にはどういうことを想定しているのか。

(答)

引き続き、与党において検討されるものである。

問61 老人保健において障害認定を受けていた方の後期高齢者医療制度への移行を判断する際には、国民健康保険料と長寿医療保険料の比較等を行い判断していただいた方もいるところであるが、今回の特別対策により、国民健康保険料より長寿医療保険料の方が低くなった方について、4月1日に遡つて障害認定の撤回を受け付けることは可能か。

(答)

障害認定の申請の撤回は将来に向かって行うものであり、そのような取扱いはできない。

